

## 普通自転車の基準

○ 車体の大きさは、次に掲げる長さ及び幅を超えないこと。

- ・ 長さ 190 cm以内
- ・ 幅 60 cm以内

○ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

- ・ 四輪以下の自転車であること。
- ・ 側車を付していないこと。
- ・ 運転者席以外の乗車装置（幼児用座席を除く。）を備えていないこと。
- ・ 制動装置が走行中容易に操作できる位置にあること。
- ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

（参照：道路交通法施行規則 第9条の2の2）